

NEWS LETTER

Vol. **57**

お客さまとともに

2018 年 10 月号

出張旅費規定 最低賃金改定 社会保険料変更

CONTENTS

出張旅費規定

最低賃金改定

社会保険料変更

税理士法人アクシス
社会保険労務士法人アクシス
行政書士法人アクシス
株式会社徳島経理代行センター
株式会社マネジメント・スタッフ
有限会社エムエスサービス

【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町 1 丁目 3 番地 3

TEL 088-631-8119

FAX 088-632-6543

【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1

TEL 0883-26-0182

FAX 0883-26-0187

出張旅費規定

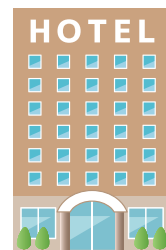
出張手当は、旅費交通費？それとも給与？

「出張旅費規定」とは、職務を遂行するための旅行（出張）の交通費、宿泊費、日当等について定めた規定のことで、交通費や宿泊代等の実費を会社と従業員との間で精算することが原則です。

しかし、実際の出張ではそのほかに現地で交通費や通信費など諸経費が掛かる場合があります。この諸経費を都度精算するのはかなり煩雑になります。そのため、あらかじめ出張旅費規定で金額を決めることにより、日当として支払うことができます。ただし、「その出張について、通常必要とされる旅費」であり、通常であれば支出しなくてもよかった旅行費用を補填するための「**実費弁償的旅費**」（実費相当額）である必要がありますので、決して「出張お疲れ様」といった趣旨のものではありませんのでご注意ください。



受け取った従業員は実費弁償のため、所得税や住民税は非課税となります。



まずは、出張の定義や旅費の種類・金額など、細かなルールを決めましょう！是非アクシスまでご相談ください。

最低賃金 改定

平成 30 年 10 月 1 日より

平成 30 年 10 月 1 日より、

最低賃金 が時間額 **766 円** になります！
(740 円から 26 円 UP)

徳島県



最低賃金のチェック方法は？

Point

日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

正社員、パート、アルバイトなど働くすべての方の、賃金の最低額を保障する必要があります。10 月以降の給与額の確認をお願いします。



9 月分の社会保険料より 変更が必要です！



社会保険の算定基礎届を提出した事業者は、
8 月に届く「**決定通知書**」をもとに**社会保険料の標準報酬月額を見直してください！**

定時改定の流れ

今ココ！

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	...	8 月
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----

4-6 月の報酬月額の
平均を算出

算定
基礎届
提出

新しい標準報酬月額にて
計算された保険料を
給与から控除開始！

新しい標準報酬月額は翌年
8 月分給与分または随時改
定等をするまで使用

保険料変更のタイミング

当月と翌月控除のタイミングがあります。会社の処理方法に従ってください。

- ▶ 当月控除の場合 → 9 月に支払う給与から変更してください
- ▶ 翌月控除の場合 → 10 月に支払う給与から変更してください

※ ご不明点等ありましたら、社労士法人アクシスまで
お気軽にご連絡ください。

もう余計なことはやりたくない！
全ての社会保険手続きを何とかしたいときは



社労士 顧問契約

顧問契約料金表

※30名以上の場合は別途見積もり

従業員数 (役員・パート含む)	右記以外 (税抜)	建設・飲食 県外事業所 (税抜)
1 - 9 名	月額10,000円	月額15,000円
10-19 名	月額15,000円	月額20,000円
20-29 名	月額20,000円	月額25,000円

税理士 × 社労士 が贈る

新設法人
のための

会社にお金を残す！

本当に役立つ知恵を学べる 税務・会計＋労務セミナー

10/24(水) 13:30～税理士法人アクシス

会計・税務の
基本がわかる

人の上手な
雇い方がわかる

役立つ・得す
る・最新情報
を聞ける

このようなお悩みをお持ちの方にピッタリの内容です

- ✓ 経営者として、最低限必要な税金・会計の知識を身に付けたい方
- ✓ 会社運営のため、できる限り、不要なコストを抑えたい方
- ✓ 「お金」と「従業員」について、実務で使える知恵を専門家から聞きたい方

個別相談会
有り！！
(第三部)

第一部

会社にお金を残す！
実務に役立つ
会計・税務の
キホン



税理士法人アクシス
税理士
高橋多恵子

第二部

人を雇うときに知
っておきたい
労務管理の
キホン



社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士
檜葉 稔